

平成27年9月29日

個人型年金への加入者及び加入をご検討中の皆様へ  
事業主の皆様へ

国民年金基金連合会

### 被用者年金一元化に伴うご留意事項について

平成27年10月1日に、被用者年金制度の一元化に伴う厚生年金保険法等の一部を改正する法律(注)が施行され、確定拠出年金法においても法令上の定義の変更が行われますが、当該改正に伴って、個人型年金の加入資格要件などの制度に関する変更はありません。以下ご参照下さい。((☆)・(※)の部分は特にご留意下さい。)

(注) この改正は平成24年8月に成立した法律によるものであり、本年の通常国会に提出された、個人型年金の加入可能範囲拡大等を改正内容とする法律案とは別のものです。

#### 1. 改正内容及び個人型年金の加入資格について

改正前	改正後	個人型年金 加入資格
厚生年金保険の被保険者	第一号厚生年金被保険者	あり⇒あり (☆の場合を除く)
国家公務員共済組合の 組合員	第二号厚生年金被保険者( <u>国家公務員共済組合 の組合員</u> たる厚生年金保険の被保険者)	なし⇒なし
地方公務員共済組合の 組合員	第三号厚生年金被保険者( <u>地方公務員共済組合 の組合員</u> たる厚生年金保険の被保険者)	なし⇒なし
私立学校教職員共済制度 の加入者	第四号厚生年金被保険者( <u>私立学校教職員共済 制度の加入者</u> たる厚生年金保険の被保険者)	なし⇒なし

(☆) 企業型確定拠出年金及び企業年金等の加入者の方は加入できません。(従来どおり)

(※) 国民年金の第1号被保険者(自営業者等)の方の加入資格は、従来通りで変更ありません。

#### 2. 個人型年金への加入をご検討中の皆様へのご留意事項

(1) 上記1.に記載のとおり、現行の加入資格に変更はございません。(※)特に公務員の方、私立学校教職員の方はご留意下さい。

(2) 10月1日より、ご利用いただく下記様式の記載事項が一部変更となります。

- ・加入・移換にあたっての確認事項【K-000】
- ・個人型年金加入申出書(第2号被保険者用)【K-002】
- ・加入者資格喪失届【K-015】
- ・加入者掛金引落再開依頼書【K-026】
- ・個人型年金加入承認取消依頼書兼資産返還請求書【K-027】

(※) 書類の右下に (27.10) と記載しているものが新様式、その他のものは旧様式となりますが、旧様式をご利用いただいでいて差し支えありません。

### 3. 事業主様におけるご留意事項

(1) 10月1日より、証明いただく下記様式の記載事項が一部変更となります。

- ・事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書【K-101】
- ・脱退一時金の支給の請求に係る証明書【K-103】
- ・個人型年金の加入者資格に係る証明書【K-108】

(書類の右下に (27.10) と記載しているものが新様式、その他のものは旧様式となります。)

(2) (※) 旧様式を利用して書類をご提出いただく際は、下記記載事項については読替えの上、ご対応いただきますようよろしくお願い致します。

記載事項	読み替え内容
厚生年金保険の被保険者	厚生年金保険の被保険者（国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合の長期組合員および私立学校教職員共済制度の長期加入者は除く。）
共済組合の組合員等	国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合の長期組合員および私立学校教職員共済制度の長期加入者

**【照会先】** 各運営管理機関又は国民年金基金連合会

国民年金基金連合会 <http://www.npfa.or.jp/401K/>

TEL 03-5411-6129 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時45分